

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する  
経過措置に関する政令要綱

- 1 手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとする。(第 1 条関係)
- 2 国税通則法施行令の適用について、所要の経過措置を定めることとする。(第 2 条関係)
- 3 この政令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)